

市の制度融資をご利用ください 問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎内線3255

資金名	融資対象	資金用途	限度額	期間	利率	申し込み	
中小企業者向け融資	小口資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者 ※個人事業者については、市内に1年以上居住している者	運転資金 設備資金	1,250万円	運転6年以内 設備8年以内 (うち据え置き 6カ月以内)	2.2%	取り扱い 金融機関
	特別小口資金	従業員20人以下(商業、サービス業は5人以下)の小企業者 ※過去1年間に市民税所得割が課税され完納している者で、他の保証付融資を利用していない者					
中小企業設備近代化資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者	設備資金	1,500万円	8年以内 (うち据え置き 1年以内)	2.2%	取り扱い 金融機関	
中小企業経営振興資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している者	運転資金 (経営安定化目的)	中小企業者 1,500万円 中小企業団体 2,000万円	6年以内 (うち据え置き 1年以内)	2.2%	取り扱い 金融機関	
勤労者向け融資	勤労者生活資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者で、前年の源泉徴収票と所得証明書などが提出でき、資金の償還が確実と認められる人	医療費、冠婚葬祭費、教育費、災害復旧費、耐久消費財購入費	150万円	5年以内	2.1%	中央労働 金庫沼田 支店

創業者融資信用保証料補助金と利子補給金のご案内

創業者の支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の全額補助と、3年間の利子補給を行います。

- ▽補助などの対象となる融資制度 ①県創業者・再チャレンジ資金、または日本政策金融公庫が実施する新規開業資金、女性、若者/シニア起業家支援資金②市内金融機関が実施する①の創業資金の標準的な条件に準じるもの
- ▽要件 ①対象融資の実行時に新たに創業する者、または創業後1年未満の者②法人にあっては市内に新たに本店、または主たる事業所を設置していること。個人にあって

- は市内に事業所を設置し市内に居住していること③引き続き市内で事業を営むこと④法令に基づく許認可などを必要とする場合は、登録・届け出などを行っていること
- ⑤市税を完納していること
- ▽申請方法 対象となる融資を受けた日から2カ月以内に、「創業者信用保証料補助・利子補給金交付申請書」に必要書類を添付して、産業振興課産業振興係へ



ぬまたのまちのキャラクターとロゴ。問い合わせ先は産業振興課6次産業化推進室 ☎内線3232・3233へ

ぬ またブランド農産物を募集します(四次募集)
市産農産物の消費拡大とイメージ向上、ブランドの確立を図ることを目的として、安心・安全でおいしい選りすぐりの農産物をぬまたブランド農産物として認証します。
認証された農産物は市ブランド認定品とし類似品や他産地との差別化を図れるなど、さまざまなメリットが受けられます。
申し込み 8月31日(水)までに、農林課備え付けの申請書に必要事項を記入し、ぬまたブランド農産物認証委員会事務局(農林課6次産業化推進室)へ(農林課6次産業化推進室)へ申請書は市ホームページからもダウンロード可
問い合わせ 農林課6次産業化推進室 ☎内線3232・3233へ

国民年金付加保険料

国民年金の第1号被保険者や60歳以上70歳未満の任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、将来、より多くの老齢基礎年金を受け取ることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納める必要があります。付加年金の計算式は次のとおりです。

計算式 付加年金額=200円×付加保険料を納めた月数

国民年金基金に加入している人や免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることはできません。

付加年金の加入を希望する人は、市役所市民課国民年金係、白沢・利根支所生活係にて手続きができます。

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279②1607へ



トラブルに注意!

光回線サービスの卸売りに関する勧誘

問い合わせ 消費生活センター(東原庁舎内) ☎1500

大手電信電話会社の光回線サービスの卸売りが去年から開始されました。光回線サービスの卸売りを受けた異業者が、光回線のプロバイダや携帯電話会社を組み合わせた独自のサービス、IP電話の勧誘など、さまざまな料金や契約形態で消費者に提供しています。消費者にとっては選択肢が増えましたが、十分な理解がないまま契約しているケースもあります。(IP電話とは、光回線などのインターネット回線に電話対応アダプターや電話対応のルーターなどで接続し、音声デジタル信号で送受信するサービス)

受章、おめでとうございます

春の叙勲

旭日双光章

[地方自治功勞]

元沼田市議会議員

布施辰二郎さん(西倉内町)



平成7年4月に沼田市議会議員に就任。平成21年からは市議会議長を務められ、平成27年の退任まで、5期20年にわたり地方自治の発展に尽力されました。「議員活動の中で、全国植樹祭と全国育樹祭に参加したことが印象深く感じます。受章は身に余る光栄で、地域の皆さんや同僚など、ご支援いただいた皆さまのおかげです。この場を借りて深く感謝申し上げます」

県総合表彰

- 【地方自治】大竹政雄さん/沼田市議
- 【消防防災】藺田圭一さん/元沼田市消防団副団長
- 【林業】小菅正治さん/県素材生産流通協同組合副理事長
- 【農業】井上幾雄さん/野菜栽培(トマト、ハーブ)
- 【警察】田中充さん/県検視警察医



▼事例1
大手電信電話会社の代理店を名乗り、「新サービス」と電話が掛かってきた。以前から契約している大手電話会社からの案内と思ひ話を聞いた。利用料金が安くなると思ひ了解した。届いた書面で別会社との契約と分かっていた。大手電話会社以外と契約するつもりはないので、解約したい。解約を申し出たら違約金の請求をされた。

▼事例2
契約先のプロバイダの代理店が訪問して「今までと内容は同

じで、料金が安くなる。工事の必要はない」と勧誘された。契約していた電話会社のセキュリティサービスが使用できなくなった。回線の乗り換え時に解除されたようだ。必要なので再契約したら料金が掛かり、安くならない。元の契約に戻したいと申し出たら、キャンセル料と再工事費用が掛かると言われた。費用を掛けずに戻してほしいと告げたが、その後連絡がない。どうしたらよいか。

← アドバイス →

- ◆ 光回線は、大手電信電話会社との契約ではなく、新たな事業者との契約であることを理解しましょう
- ◆ 光回線の契約には、光回線の契約の他に事業者が提供するプロバイダやオプションサービスなどセットになっている場合があります。解約料の費用負担が発生するの、契約内容を確認しましょう
- ◆ 解約時の時期により、違約金だけでなく、工事費用などの請求もされることがあります。解約時に掛かる費用の確認をしましょう
- ◆ 契約する前に、契約する事業者名やサービス名を確認して、契約内容についても書面を求めましょう
- ◆ 事業者と契約後、新たな事業者への乗り換えや、大手電信電話会社の契約に戻る際に、新たに別の契約をすることに、工事が必要で電話番号が変更になることもあります
- ◆ 光回線の契約時にIP電話の申し込みをした場合は、解約したらIP電話が使えなくなることもあります
- ◆ 新たな契約をした場合は、以前の契約をそれぞれの事業者に、自分で解約を申し出なければ解約できません
- ◆ 注意事項 光回線の契約、インターネット接続のプロバイダの契約、IP電話の契約など契約内容は複雑です。支払い先も同じではありません。それぞれの支払い先を確認しなければなりません。中途解約については違約金が発生します。口頭の説明だけで、契約をしないようにしましょう。以前の契約との比較も必要です。十分な検討をしましょう
- ◆ その他 相談は消費生活センター 1へ(平日のみ)